

社会福祉法人 尚生会
特別養護老人ホーム かさまグリーンハウス
短期入所生活介護事業
介護予防短期入所生活介護事業

運 営 規 程

目 次

第1条 事業の目的	第11条 サービス利用に当たって留意事項
第2条 運営の方針	第12条 苦情に関する対応
第3条 実施主体	第13条 虐待防止のための措置に関する事項
第4条 施設の名称等	第14条 身体拘束に関する対応
第5条 施設の職員の職種、員数及び職務内容	第15条 ハラスメント対策の強化
第6条 利用定員	第16条 感染症対策の強化
第7条 短期入所サービスの内容	第17条 緊急時等における対応方法
第8条 短期入所サービス計画の作成	第18条 非常災害対策
第9条 利用料その他の費用の額	第19条 業務継続に向けた取組みの強化
第10条 通常の送迎の実施地域	第20条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「特別養護老人ホームかさまグリーンハウス」(以下「施設」という。)が行う「指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業」の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 施設は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

3 事業の実施については、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム かさまグリーンハウス
- (2) 所在地 茨城県笠間市福田3199

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護及び緊急時

の医療対応を行う。

- (5) 介護職員 18名以上（常勤及び非常勤含）
介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1名
管理栄養士は、食事の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名（非常勤）
機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員 3名以上 施設の実情に応じた適当数
調理員は、献立に基づき、食事を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 1名以上 施設の実情に応じた適当数
事務職員は、必要な事務を行う。
- (10) 介護支援専門員 1名以上（兼務）
介護支援専門員は、介護サービス計画（介護予防サービス含む）の作成を行う。

（利用定員）

第6条 短期入所サービスの利用定員は、原則1日10名を限度とするが、併設施設の利用者が入院又は外泊の理由によって、一時期に使用されないその空きベッドを利用しサービスを提供することは、その限りではない。

（短期入所サービスの内容）

第7条 短期入所サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 利用の対象者は、65歳以上の方で、寝たきりや認知症等によって介護を必要とし、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方、又は40歳以上65歳未満の方で、疾病による身体機能の衰えが著しい特定疾病者で、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方。また退所の基準として、利用者が死亡した場合、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合、ケアプランが変更され本契約に定めるサービスが削除された場合、事業所の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合、事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合、事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合、利用者または事業所から契約解除をされた場合により退所となる。
- 2 サービス提供の留意は、次のとおりとする。
 - (1) 常に利用者の心身の状態を的確に把握しつつ、相談援助の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
 - (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (4) 認知症である利用者に対して、症状の緩和や悪化の防止を図る為の取組みを行う。
 - (5) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

- (6) 利用者や他利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (7) 利用者の心身の状態に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また排泄、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- (8) 利用者の身体状況や栄養状況、嗜好、提供時間、自立支援に配慮した栄養ケアマネジメントを行い食事を提供する。
- (9) 口腔機能向上のため、適切な口腔清掃、摂食・嚥下機能に関して口腔衛生を実施する。
- (10) 居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(短期入所サービス計画の作成)

第8条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した要介護者及び要支援者の短期入所サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、それぞれの短期入所サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所サービスの利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。但し低所得者に対しては、自己負担軽減策が設けられている。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

- 2 その他の費用として、次のとおり支払いを受けることができるものとする。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。

- (1) 滞在費 (多床室) 1日 915円
(従来型個室) 1日 1,231円
- (2) 食費 1,445円
- (3) 通常の送迎実施地域以外の利用者に対して行う送迎に要する費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- (5) 利用者の選定により日常生活上必要となる諸費用
- (6) 出張による理髪サービス 実費
- (7) 居宅以外の場所への送迎代 1,840円/片道
- (8) 病院付添料 600円/15分
- (9) 持込家電使用料 日額30円/300w以上
- (10) 自費検査代 要した費用

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は笠間市、城里町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 施設の設備及び備品について破損等があった場合は、管理者の判断により現状回復に要する対価を、利用者又はその家族が支払わなければならないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情解決)

第12条 施設サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

2 提供した施設サービスの関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者:施設長)
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する対応)

第14条 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束により利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第15条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第16条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第17条 短期入所サービスを提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ管理者が定めた協力医療機関やその家族に連絡する。また必要性に応じて24時間の連絡体制を確保している当施設看護職員に連絡をして必要な措置を行い、施設長への報告を行う。なお、事故が発生した場合は、必要な措置を行い、施設長への報告を行うとともに、利用者の保険者である市町村と担当する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの担当者に事故内容の報告を行う。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

- 2 利用者の使用する施設や設備又は食器や飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 施設において感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講ずるよう努める。
- 4 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。また職員でなくなった後においても同様とする。

- 5 利用者に対して、施設が行ったサービス提供に関する諸記録は、施設利用解約後、5年間は保存する。
- 6 施設は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 7 利用者は、施設が加入する保険会社の賠償責任保険対象者となる。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年	7 月	1 日	一部改正
平成 15 年	4 月	1 日	一部改正
平成 15 年	12 月	15 日	一部改正
平成 17 年	4 月	1 日	一部改正
平成 17 年	10 月	1 日	一部改正
平成 18 年	4 月	1 日	一部改正
平成 24 年	4 月	1 日	一部改正
平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	8 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
平成 31 年	4 月	1 日	一部改正
令和 元年	10 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	8 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	10 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
令和 5 年	9 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正
令和 6 年	6 月	1 日	一部改正
令和 7 年	4 月	1 日	一部改正